その他告示

○外務省告示第二百六十五号

令和六年二月十九日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約について、ウクライナは、同条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行い、我が国はこれを令和六年七月二日に受領した。我が国は、令和七年七月二日に同条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行い、ウクライナはこれを同日に受領した。よって、同条約は、その第二十八条一の規定に従い、令和七年八月一日に効力を生ずる。

令和七年七月四日

外務大臣　岩屋　毅

官庁報告

国家試験

介護福祉士国家試験の施行

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第３項において準用する法第６条の規定により、第38回介護福祉士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第41条第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下「試験センター」という。）が行う。

令和７年７月４日

厚生労働大臣　福岡　資麿

1　試験期日　令和８年１月25日（日曜日）

2　試験地　北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

ただし、試験地の事情により、近隣の試験地に変更することがある。

3　試験科目

パート	試験科目	領域
A	人間の尊厳と自立	人間と社会
	介護の基本	介護
	社会の理解	人間と社会
	人間関係とコミュニケーション	人間と社会
	コミュニケーション技術	介護
	生活支援技術	介護
B	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ
	発達と老化の理解	こころとからだのしくみ
	認知症の理解	こころとからだのしくみ
	障害の理解	こころとからだのしくみ
	医療的ケア	医療的ケア
C	介護過程	介護
	総合問題	全領域の知識及び技術を横断的に問う問題を、事例形式で出題

4　試験の方法

⑴　試験は、筆記の方法により行う。

なお、次に該当する者について、必要な配慮を行う。

ア　障害等のある者については、その申請により点字問題、拡大文字問題、チェック解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

イ　インドネシア、フィリピン及びベトナムとの経済連携協定等に基づく外国人介護福祉士候補者（以下「ＥＰＡ介護福祉士候補者」という。）については、全ての漢字にふりがなが付記された問題用紙を配布するほか、試験時間の延長を行う。

ウ　外国の国籍を有する者又は日本に帰化した者については、その申請により、全ての漢字にふりがなが付記された問題用紙を配布するほか、試験時間の延長を行う。

⑵　出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式とし、問題に図表等を用いることがある。出題数は125問、総試験時間数は220分間とする。

⑶　出題基準を別途定め、試験センターのホームページ上に掲載する。

5　受験資格

⑴　次のいずれかに該当する者

ア　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（このアの規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第２項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において２年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（令和８年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

イ　学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において１年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（令和８年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

ウ　学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（このウの厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第２項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であって、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において１年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（令和８年３月31日までに修得する見込みの者を含む。）

⑵　次に該当する者として、介護等の業務に３年以上従事した者（令和８年３月31日までに３年以上従事する見込みの者を含む。）であって、法第40条第２項第５号に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設が行う実務者研修（以下「実務者研修」という。）を修了した者（令和８年３月31日までに修了する見込みの者を含む。）

ア　児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター、障害児入所施設（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第５条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を含む。）及び指定発達支援医療機関の利用者の保護に直接従事する職員（職業指導員、心理担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要な職員を除く。）